

平成 23 年 1 月 13 日

## 沖縄県土木建築部低入札価格調査要領の改正について

沖縄県土木建築部長

適正な入札価格を確保するため、みだしの要領第 3 条で低入札調査基準価格を、第 4 条で失格基準価格の算出方法を定めている。

第 3 条及び第 4 条ともそれぞれの基準価格の算出について、工事費の「直接工事費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」に基づいて算出するよう定めている。

しかし、下水道プラント工事、鋼橋製作工事、機械設備工事（ダム設備、揚排水ポンプ設備、トンネル非常用設備、駐車場設備工事等）、港湾関係の機械設備工事、電気通信設備工事（トンネル照明工事、通信設備工事等）に関しては、工事費の費目の構成が異なっており、基準価格を算出する際、それぞれの工事費の費目について、明示していない。

このため、上記 4 工種（下水道プラント工事については既に明記されている）について、それぞれの工事費の費目の性質に応じて基準価格の算出方法を要領に明記することとし、別表第 2 から第 5 を追加した。

別表第 1 から第 5 については、下記のとおりである。

### 記

#### 別表第 1

下水道プラント工事の場合

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、機器費、処分費
共通仮設費の額	共通仮設費
現場管理費の額	現場管理費、設計技術費、据付間接費

#### 別表第 2

鋼橋製作工事の場合

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、工場製作における直接工事費
共通仮設費の額	共通仮設費、工場製作における間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、工場製作における工場管理費

別表第3

機械設備積算基準を適用する工事及び

港湾工事のうち「船舶及び機械製造修理請負工事積算基準」を適用する工事の場合

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費
共通仮設費の額	共通仮設費、間接製作費のうち間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、設計技術費、据付間接費、間接製作費のうち工場管理費

別表第4

土木工事標準積算基準「電気通信編」を適用する工事（鉄塔・反射板工事を除く）の場合

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、機器単体費のうち直接製作費
共通仮設費の額	共通仮設費、機器単体費のうち間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、機器間接費、機器単体費のうち工場管理費
一般管理費の額	一般管理費、機器単体費のうち一般管理費

※機器単体費の6/10を直接製作費、1/10を間接労務費、2/10を工場管理費、1/10を一般管理費とみなす。

別表第5

土木工事標準積算基準「電気通信編」を適用する工事（鉄塔・反射板工事に限る）の場合

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、工場塗装費、鉄塔製作費のうち材料費、製作費
共通仮設費の額	共通仮設費、鉄塔製作費のうち間接労務費
現場管理費の額	現場管理費、鉄塔製作費のうち工場管理費

※鉄塔製作費の6/10を材料費及び製作費、3/10を間接労務費、1/10を工場管理費とみなす。